

八戸市景観計画

平成18年12月

八 戸 市

目次

豊かな景観づくりを目指して	1
景観とは	1
八戸市の景観	2
景観づくりの基本方針	3
八戸市景観計画の考え方	4
1 . 景観計画区域	5
2 . 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	6
景域図	6
1) 景観軸となる景域の景観形成方針	7
2) 全体を面的に捉えた景域の景観形成方針	7
3 . 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	8
4 . 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	12
5 . 屋外広告物の表示及び 屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	13
6 . 景観づくりに関する独自の施策	14
啓発	14
景観づくりの推進と支援	15
景観づくりの指針作成	15
< 参考資料 >	
八戸市景観計画の位置付け	16
景観法のイメージ	17

豊かな景観づくりを目指して

景観とは

景観とは、山なみや川、樹木や田園といった自然的風景から、住宅街、ビル群などの人工的風景まで、視覚として映し出される全てのものが対象となります。また、景観は、そこに初めから存在していたのではなく、様々な外的、内的な要因により出来上がったものです。それは、自然現象によるもの、また、人の営みにより作られたもの。それぞれが複雑に絡み合いそこだけにある景観となりました。

わたしたちはここで景観を、単にもの、風景、眺めといった事象だけにとどまらず、それを観るという行為、あるいはその人、様々な営みをも含めた一体のものとして捉えます。

- ・ 海岸、河川、山などの自然的景観
- ・ 道路、建造物などの人工的景観
- ・ 歴史、伝統

そこに映し出される景観は全ての人に影響を与え、また、日々の生活に反映されるものであり、自ずと一定の秩序が必要となります。

そこに住んでいると気づきにくいかもしれませんが、それぞれの町には、固有の表情、イメージがあるものです。それを形作っているものの重要な要素の1つが景観です。

景観を見え方の類型で考えた場合、まず、山などの高台から遠くを見下ろす景観と、反対に、平地・海岸などから見上げる景観があります。

また、同じ対象物を見る場合でも、近くで見るとき(近景)と、離れて見るとき(遠景)、その中間で見るとき(中景)では、印象が全く違うことがあります。

同じく、対象物をどの角度、方向から見るか、背景に何があるかによっても、また、季節の変化、時間の変化によっても景観は違った印象を受けます。

このように、同じものを見ても様々な印象を与えるのが景観です。

煙突や高層の建築物がランドマークとして地域の景観シンボルになる場合もあるでしょうし、全く同じものが、見え方や感じ方によって景観を阻害している場合もあります。

八戸市の景観

八戸市は「海から拓け、海とともに発展してきた」といわれるように、古くから海との関わりが深くその恵みを受けて発展してきました。この発展を支えてきた八戸港は、日本有数の漁業基地として、また、工業港、商港、さらには国際コンテナ定期航路の開設により、国際貿易港、国際物流拠点港として、その姿を変貌させてきました。八戸港臨海地区は、昭和39年の新産業都市の指定を契機に、製紙、製鉄、非鉄金属等の工業集積が進み、港と産業の景観を特徴づけています。

うみねこの繁殖地として国の天然記念物に指定されている蕪島を起点として市東部には、名勝種差海岸が広がっています。葦毛崎展望台から岩肌の美しい中須賀を過ぎると、砂浜と松林の白と緑のコントラストが眩しい大須賀海岸から海水浴場でもある白浜海岸が続き、さらに荒々しい岩場から急に立ち上がる傾斜地の一帯に広がる松林の中を抜けて、天然の芝生が波打ち際まで敷き詰められた種差まで、壮大な自然景観が楽しめます。

また、八甲田連峰、戸来岳、名久井岳、階上岳等の山々を遠くに望み、馬淵川と新井田川の2つの河川によって三分された平野にまちなみと水田、丘陵が連なっています。

城下町の名残をとどめる中心部。その昔、川口と呼ばれた港を中心に栄えた湊町・小中野町周辺。鮫浦漁港の背後に広がるまちなみ。さらに、そのまちなみを囲むように三方に広がる台地丘陵の緑地。島守地区や市北部、西部を中心とした水田、市川地区のイチゴ栽培のハウス、南郷地区のそば畑の花などの特徴ある農業景観も広がっています。

八戸市の景観は、この海とまちと緑、自然的景観と人工的景観がバランス良くたたずんでいます。

これまでわたしたちは、これを当たり前のもので受け止め、必ずしもその景観に十分配慮してきたとはいえません。

景観が、もの、風景と、人との関わりの上で成り立ち、まちの品格が自ずと表われるものであるならば、八戸市のそれは、今後、さらに成熟させていかなければいけません。

景観づくりの基本方針

景観づくりとは、現実にもそこで生活をしている空間をより快適に、ゆとりやうるおいのあるものにするものであり、その結果としてまちの魅力を増し、住む人、訪れる人が豊かさを感じられるようになることを目標とします。

八戸市は様々な要素を持った集合体であり、単一のイメージで景観を語ることはできません。城下町や港町としての歴史、海や2つの河川により特徴づけられる自然、里山や田園、様々な集落が一体となったまち。漁業による発展、工業の近代化による発展、中心市街地の形成による賑わい。そのいずれもが八戸市の景観を形作ってきました。

この多様な要素を有機的につなげ、互いの特徴を打消すことなく、膨らませていくことができれば、その先にこれからの八戸市の目指す景観が見えてくるはずです。

わたしたちは、今、ここに「八戸市景観計画」を定め、次に示す基本方針のもと、一人ひとりが力を合わせて八戸らしい景観づくりを進めます。

景観づくりの基本方針
<ul style="list-style-type: none">・海から発展した都市八戸のシンボルである海を活かした、海を感じられる景観づくり・北東北における中核的な都市として、賑わいに満ちた景観づくり・豊かな自然をまもり、なだらかな台地などによる優れた眺望を活かした景観づくり・住宅地や集落地におけるうるおいのある身近な景観づくり

八戸市景観計画の考え方

この景観計画は、景観法に基づき定めるもので、八戸市が景観行政団体として景観行政を進める上での基本となるものです。

これまで青森県景観条例に基づき行ってきた「大規模行為の届出」は、ある一定規模を超える建築物の新築等、周囲のまちなみや自然景観に大きな影響を与えるものについて、周辺景観との調和に一定の配慮をしてもらうための制度で、その規模、形態意匠、色彩等について事前に届け出てもらい、確認するものです。

八戸市では、南郷区を含めた全域において、この「大規模行為の届出」とほぼ同等の届出制度を今後も継続させることとしました。

また、この計画を策定するに当たり、法による規制のみを行うのではなく、誘導・啓発に重点を置き、八戸市独自の景観づくりが行われることを目指しています。そのため、これまで取り組んできた「八戸市まちの景観賞」の発展的継続や、広報活動、ワークショップ・勉強会等の開催を始めとしたさまざまな啓発活動、また、地域の景観に関する取組を推進するための協定等、八戸市の景観づくりについて、市民の皆さんと一緒に考え実践していくための方策を盛り込みました。

今回は、市域全域を対象に、行為を一律に規制した計画であり、最低限守るべき基準でのスタートですが、市民の皆さんを中心にした景観への取組や勉強会等、活動の広がりを見ながら、地域の特性に応じた地区別の景観形成方針や基準を別に定め追加するなど、今後もこの景観計画の充実を図っていくものとします。

また、都市計画による景観地区や地区計画の指定など、当景観計画によらないものについても、整合を図りながらそれぞれの地区にあった制度を検討して活用していきます。

1. 景観計画区域

八戸市全域とする



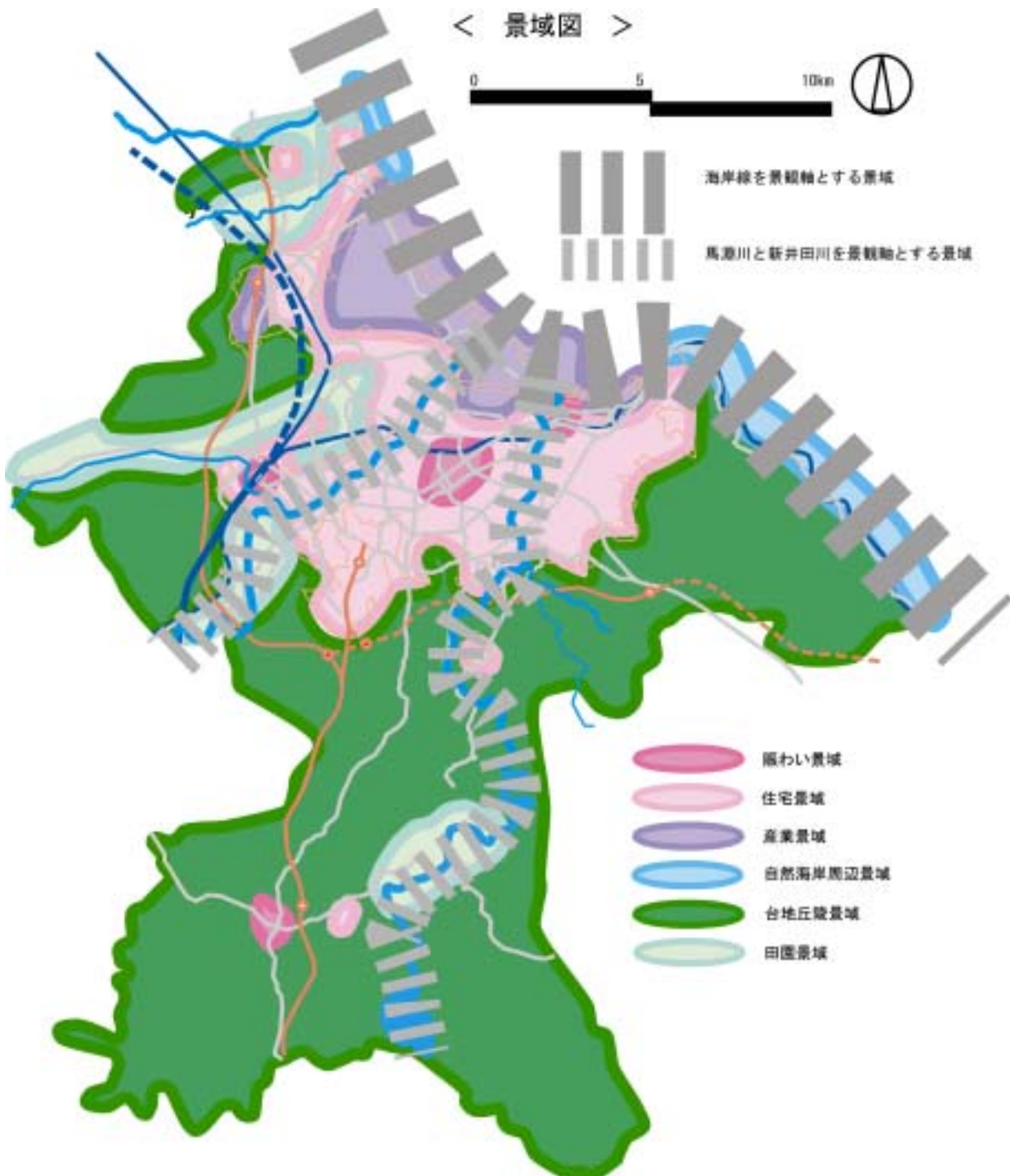
これまで、青森県景観条例に基づき行ってきた「大規模行為の届出」については、必要最低限のものとして引き続きこの制度の継続を図ること、また、八戸市全体の景観づくりを一体的に進めていくことが必要であることから、市域全域を景観計画区域とする。

2. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

八戸市では、魅力ある景観づくりを進めるための基本的な指針として、平成16年3月に「八戸市景観形成基本計画」を定めました。その中で、景観形成の目標及び基本方針を具体的に展開するため、八戸市の都市空間の特徴を踏まえ、「八戸市の空間構造上の骨格を捉えた景観形成方針を示すための景観軸となる景域」と「全体的な景観形成方針を示すための面的な景域」を設定し、それぞれ、「景域別の景観形成方針」を示しています。

これを受け、景観計画では、この景域別の景観形成方針を基本に合併により誕生した南郷区も含めて検証し、「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」を次のとおり定めました。

なお、景観軸となる景域の景観形成方針は、その場所に応じ、面的に捉えた景域の景観形成方針とあわせて活用されるものとします。



1) 景観軸となる景域の景観形成方針

海岸線を景観軸とする景域の景観形成方針
<ul style="list-style-type: none">・多彩な景色が見られる海の眺望点を活かす景観を形成します。・海の景観をより美しくする海沿いの緑が連続したうるおいのある景観を形成します。・海からの眺めを意識し、海のうるおいと調和する色彩や施設の規模にも配慮した景観を形成します。・海に近づきやすい身近で開放的な景観を形成します。
馬淵川と新井田川を景観軸とする景域の景観形成方針
<ul style="list-style-type: none">・馬淵川は、海や周辺への広大な見通しや川沿いの美しさのある景観を形成します。・新井田川上流域は、世増ダムから島守盆地へと続く変化のある景観を形成します。・新井田川の市街地流域では、桜並木を活かして身近な緑や美しい街並みが連続する景観を形成します。・青葉湖は、木々の緑に囲まれた山と湖の対比の美しい景観を形成します。

2) 全体を面的に捉えた景域の景観形成方針

賑わい景域の景観形成方針
<ul style="list-style-type: none">・中心市街地は、変化のあるまちの賑わいや歩いて楽しい空間が連続する景観を形成します。・八戸駅周辺は、将来の発展を象徴するような明るさのある景観を形成します。・陸奥湊駅周辺は、港町の昔ながらの庶民的な雰囲気のある景観を形成します。・市野沢中心部は、地域の核となりコミュニケーションの場となる景観を形成します。
住宅景域の景観形成方針
<ul style="list-style-type: none">・計画的に整備された良好な住宅地景観を保全します。・基盤整備を進めながら良好な住宅地景観を形成します。・住宅地内の良好な眺望点を保全します。・住宅地内の幹線道路は、落ち着いた沿道景観を形成します。・歴史・文化的資源を活かして周辺の景観を形成します。
産業景域の景観形成方針
<ul style="list-style-type: none">・港湾空間は、海や空等と調和するうるおいのある景観を形成します。・漁港周辺は、港の雰囲気を醸し出す景観を形成します。・沼館地区は、海沿いの賑わいと海への開放感のある景観を形成します。・ポートアイランドは、海に浮かぶシンボリックな景観を形成します。・内陸部の産業空間は、周辺の緑地等の景観に調和させます。
自然海岸周辺景域の景観形成方針
<ul style="list-style-type: none">・種差海岸は、美しい自然海岸の景観を保全します。・市川海岸は、海に近づきやすい景観の工夫と周辺の緑地景観を保全します。
台地丘陵景域の景観形成方針
<ul style="list-style-type: none">・緑地や里山等の緑豊かな景観を保全します。・緑豊かな景観と調和する集落や施設の景観を形成します。
田園景域の景観形成方針
<ul style="list-style-type: none">・水田や河川・水路の景観を保全します。・田園景観や水辺景観と調和する集落や施設の景観を形成します。

3. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

建築物や工作物の建設等における形態意匠の制限、開発行為や屋外における土石の堆積、その他の行為における良好な景観の形成のための制限は、次のとおりとする。

共通事項

- ・ 景域別の景観形成方針や地域の景観特性を考慮し、周辺の良好な景観との調和に配慮すること。
- ・ 行為地の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮すること。
- ・ 既存の樹木等がある場合は保存又は移植に努め、樹木等がない場合は緑化に配慮すること。また、特に道路等の公共空間に接する部分にあっては、その緑化に努めること。
- ・ 投光器その他の照明による演出をする場合は、使用する光の色や照明機器から漏れる光の方向、量等に十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにすること。
- ・ 景観地区、景観協定、市長の認定を受けた景観推進協定等の区域にあっては、それらに定める基準に従うものとする。
- ・ この景観形成基準を補完するものとして、別途策定する景観づくりの指針を充てる。

建築物の 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地にあつては、周辺の建築物等との連続性を考慮し、街並みと調和した高さ、位置、形態及び意匠とするよう配慮すること。 ・海岸線景観軸、自然海岸周辺景域にあつては、海及び海岸線から眺望できる丘陵の稜線、あるいは丘陵から眺望できる海岸線、水平線を背景とすることを意識した形態・意匠に配慮すること。 ・河川景観軸にあつては、対岸から眺望したときの背景となることを意識した形態・意匠に配慮すること。 ・賑わい景域にあつては、道路等の公共空間に接する部分について、歩行者等に対する圧迫感を緩和するような位置、規模、形態及び意匠とするとともに、敷地内にゆとりある空間を創出するよう配慮すること。 ・住宅景域にあつては、周辺に威圧感、圧迫感を与えないよう、屋根、壁面、出入口等の形態・意匠に配慮すること。 ・室外設備等は、道路等の公共空間から目立たない場所に設置するよう、又は周辺景観に調和する修景措置を講ずるよう配慮すること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・色の選定については、景域別の景観形成方針や地域の景観特性を考慮し、良好な景観の連続性や継続性、向上等に資するよう十分な配慮をすること。 ・周辺の良好な景観との色調（トーン）に配慮すること。 ・自然素材の持つ色を有効に活用するよう努めること。 ・自然海岸周辺景域、台地丘陵景域等、緑の豊富な景域においては、それら緑を阻害しないよう、また、緑が映えるよう配慮すること。 ・彩度は、使用する色相により、周辺景観との連続性、調和等に十分配慮し違和感のないようにするとともに、基調色については8以下とすること。なお、準基調色にあつては、10以下とすることが望ましい。 ・色相P～RP（紫～赤紫系）の範囲については、基調色、準基調色とも、彩度6以下とすること。
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の良好な景観と調和する素材を用いるとともに、その質感（テクスチャー）を活かすよう配慮すること。 ・可能な限り、耐久性に優れ維持管理が容易な素材や、年数とともに周囲の景観に溶け込むような素材を採用するよう配慮すること。
垣又は柵等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、必要最小限のものとする。設置する場合は、法令で義務づけられている場合を除き、生垣又は透視可能な物の使用に努めること。

色彩の表示は「修正マンセル表色系(日本工業規格「三属性による色の表示方法」JISZ8721)」による。基調色は、外観の中心となる大きな面積を占める色。準基調色は、基調色よりも小さい面積に使用する色。アクセント色は、小面積で使用する色。色相P～RP(紫～赤紫系)については、彩度(あざやかさの度合い)が高いと周辺から突出し、他の色相と調和が取りにくく違和感を生じるため、制限を設けるものである。景域、建築物の種別ごとの推奨する色彩は、別途策定する景観づくりの指針で定める。

工作物（屋外広告物を除く）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から目立たない場所に設置するよう、又は周辺景観に調和する修景措置を講ずるよう配慮すること。また、やむを得ず道路等の公共空間に接するときは、威圧感、圧迫感を軽減するよう配慮すること。 ・建築物に付帯する工作物は、建築物と意匠を揃えるなど、違和感のないものとするよう努めること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・色の選定については、景域別の景観形成方針や地域の景観特性を考慮し、良好な景観の連続性や継続性、向上等に資するよう十分な配慮をすること。 ・自然海岸周辺景域、台地丘陵景域等、緑の豊富な景域においては、それら緑を阻害しないよう、また、緑が映えるよう配慮すること。 ・自然素材の持つ色を有効に活用するよう努めること。 ・敷地内にある他の建築物等との統一感や、敷地周辺の良好な景観との色調（トーン）に配慮すること。 ・基調色となる部分はできるだけ彩度を抑えるとともに、使用する色相により周辺景観との連続性、調和等に配慮し、違和感のないようにすること。

色彩の表示は「修正マンセル表色系(日本工業規格「三属性による色の表示方法」JISZ8721)」による。
基調色は、外観の中心となる大きな面積を占める色。

開発行為	
方法	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮すること。やむを得ない場合は、法面は郷土種を用いて緑化し、擁壁は周辺の良好な景観と調和した形態及び素材とするよう配慮すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
位置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間及び視点場となる海、海岸線、丘陵、河川等から見えにくい位置及び規模とすること。やむを得ない場合は、敷地の周囲を郷土種を用いた緑化や塀の設置等により遮へいし、周辺の良好な景観との調和に配慮すること。
方法	<ul style="list-style-type: none"> ・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした堆積を行うよう配慮すること。

土石の採取、鉋物の掘採その他の土地の形質の変更	
方法	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて郷土種を用いた緑化や塀の設置等により周辺の良好な景観との調和に配慮すること。 ・土地の形質の変更は現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮すること。やむを得ない場合は、法面は郷土種を用いて緑化し、擁壁は周辺の良好な景観と調和した形態及び素材とするよう配慮すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・跡地は、速やかに、郷土種を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。 ・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。

木竹の伐採	
方法	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採は必要最小限とし、周辺景観との調和を乱すことのないよう配慮すること。 ・伐採後は、台地丘陵景域等、緑の豊富なところにあつては、可能な限り周辺の樹種・植生と調和する緑化を行うなど、連続性を保つよう配慮すること。

水面の埋立て又は干拓	
方法	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。

景観計画区域内においては、これらの行為のうち、一定規模を超えるものを行おうとする場合、景観法第16条第1項の規定に基づき、景観行政団体の長に届出が必要となる。

届出が必要な行為の規模については、別途定める「八戸市景観条例」による。

4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物の指定の方針

道路等の公共空間から容易に見ることができるもので、以下の項目のいずれかを満たすものについて、景観形成の観点から検討し指定する。

指定の際には、所有者等の意見を聴くほか、八戸市景観審議会の意見を聴く。

- ・外観について優れたデザインと認められ、地域の景観づくりに重要な地位を占めるもの。
- ・地域のシンボリック価値を有し、また、地域の景観を特徴づけているもの。
- ・八戸市の歴史、文化等の景観上の特色を有し、また、それを継承する上で保全の必要性のあるもの。

景観重要樹木の指定の方針

道路等の公共空間から容易に見ることができるもので、以下の項目のいずれかを満たすものについて、景観形成の観点から検討し指定する。

指定の際には、所有者等の意見を聴くほか、八戸市景観審議会の意見を聴く。

- ・樹容が優れ、地域のシンボリック存在であり、地域の景観づくりに重要な地位を占めるもの。
- ・八戸市の歴史、文化等の景観上の特色を有し、また、それを継承する上で保全の必要性のあるもの。

この指定の方針は、景観重要建造物、景観重要樹木、いずれも歴史的価値・文化的価値のみを問うものではなく、景観上の特性から判断するものである。新しいものであっても、それが、地域の景観を語る上で重要な地位を占めるものであれば指定の対象となる。ただし、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定されたものについては、指定しない。

指定されると、所有者及び管理者には、管理義務が生じる。また、その現状を変更することとなる行為には市長の許可が必要となる。

5. 屋外広告物の表示及び

屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物設置基準	
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・景域別の景観形成方針や地域の景観特性を考慮し、周辺の良好な景観との調和に配慮すること。
位置、形状、規模及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な視点場からの眺望を妨げたり、背景との調和を乱すことのないよう位置、形状、規模及び意匠に配慮すること。 ・幹線道路交差点付近の複数の広告物にあっては、大きさや向きを揃えるなど、まとまり感に配慮すること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・基調色について、周辺の良好な景観に配慮した色彩を用いるよう努めること。 ・安全上その他の理由によりやむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用しないこと。
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に配慮すること。 ・耐久性に優れ維持管理が容易な素材を用いるよう努めること。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・照明機器は必要最小限とするよう努めること。 ・照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量等に十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・景観地区、景観協定、市長の認定を受けた景観推進協定等の区域にあっては、それらに定める基準に従うものとする。 ・この基準を補完するものとして、別途策定する景観づくりの指針を充てる。

色彩の表示は「修正マンセル表色系(日本工業規格「三属性による色の表示方法」JISZ8721)」による。
 基調色は、外観の中心となる大きな面積を占める色。

6. 景観づくりに関する独自の施策

啓発

景観について、積極的に情報を提供するとともに、市民や事業者と行政が対話を重ね、八戸市の景観を共有していきます。

景観学習の場の提供等

- ・ 景観ワークショップやテーマ毎の勉強会等の開催
- ・ 町内会等地域コミュニティとの連携による啓発活動の推進
- ・ 小学生から大学生、一般市民を対象にした写真募集などの啓発事業 など

広報活動の充実

- ・ 「八戸市まちの景観賞」受賞箇所マップづくり等による積極的PR
- ・ 市民からの応募による景観写真展の定期開催
- ・ 景観情報誌の刊行
- ・ ホームページの充実 など

景観データづくり

- ・ 市民参加により、年に1回程度、市域を数ブロックに分け、マップ上で景観の変化を記録していく。
また、主要なポイント（中心街、住宅地、工業地帯、港湾、自然公園等）で、年に1回程度、同時期、同時刻の定点観測をし、景観の変化を記録していく。

表彰制度 ～「八戸市まちの景観賞」の発展的継続～

- ・ 市民の模範となる良好な景観を共有するとともに、景観に対する市民の関心を高め、景観づくりに寄与することを目的として、市民から景観づくりの事例を募集し表彰する。
- ・ 募集対象は地域の特長、魅力、美しさやうるおいを感じさせる良好な景観及び景観づくりの活動。

景観づくりの推進と支援

市民や事業者が主体となり積極的に地区の景観づくりに取り組むための協定締結や活動を促すとともに、これらを市が認定し支援していきます。

景観推進協定

- ・一定の地区において、進められている、もしくは進めようとする景観づくりについて、当該地区の住民、事業者、土地もしくは建築物等の所有者及び管理者は協定を結び、市に対して認定を求めることができる。

景観推進活動

- ・景観計画区域内において、景観づくりに関する自主的な活動を行う団体は、市に対して認定を求めることができる。

景観づくりの指針作成

市民や事業者が景観計画に基づいて具体的な景観づくりを進めていく上での指針（ガイドライン）を作ります。また、公共事業における景観形成の基準を定めます。

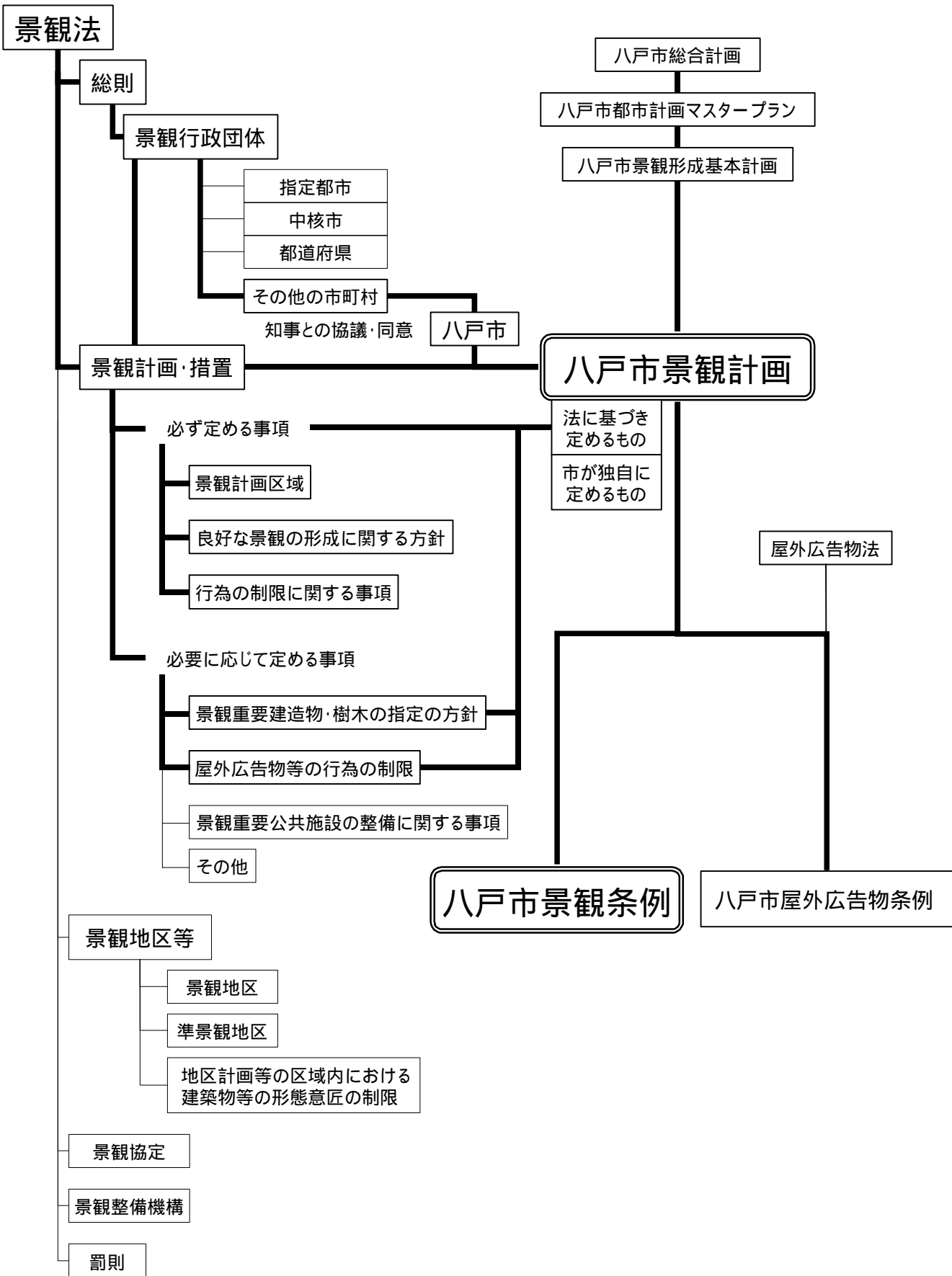
景観づくりガイドラインの作成

- ・八戸市の景観づくりの指針となるガイドラインを、市民等の参画のもとに作成する。
- ・このガイドラインは、個別の景観づくりに関して詳細の考え方を示すもので、当景観計画を運用する上での指針とする。

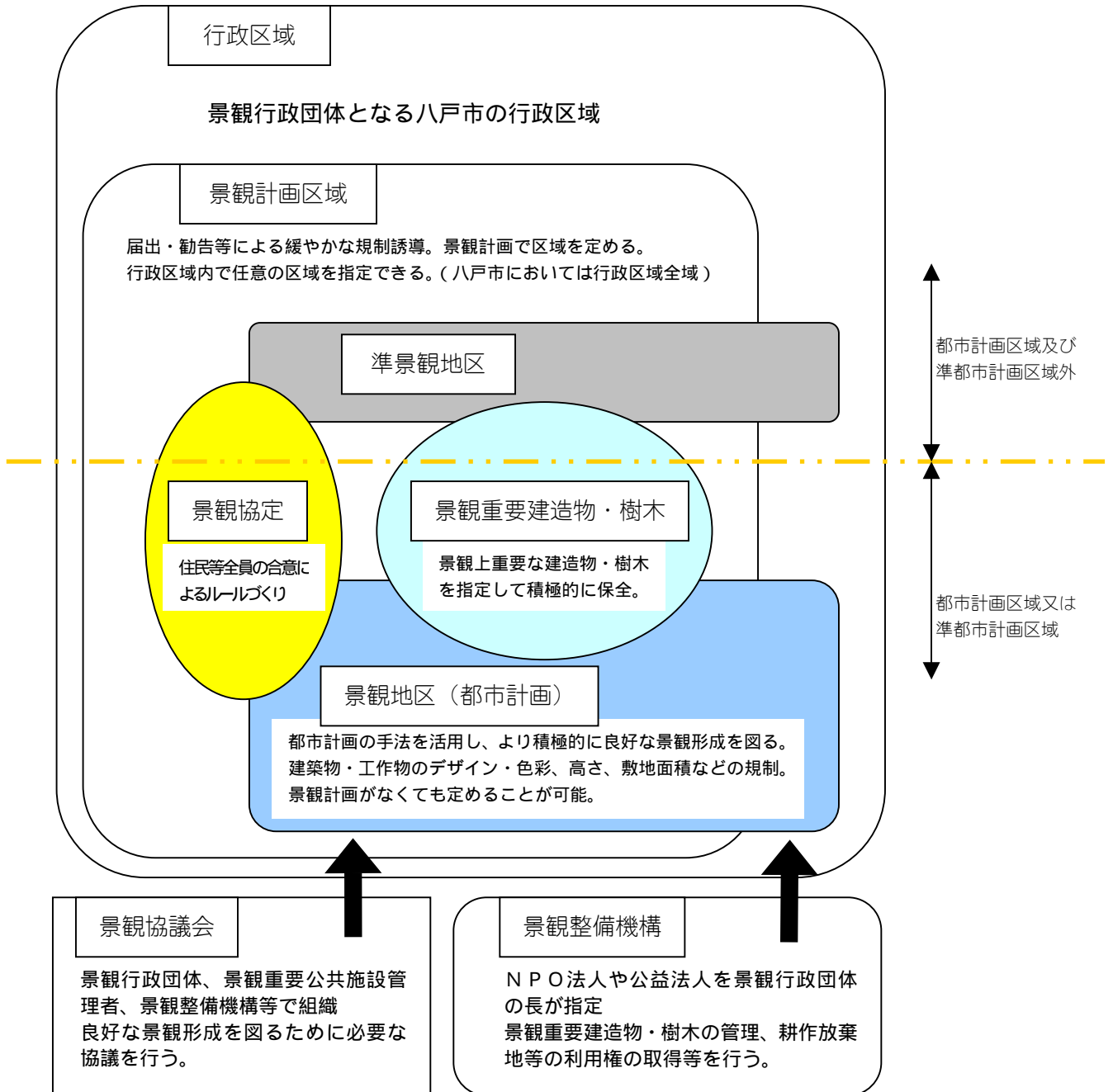
公共事業及び公共施設の建設又は改修における景観形成基準の作成

- ・景観づくりにおける先導的役割を果たすため、公共事業景観形成基準を作成する。
- ・当基準は、市の行う公共事業における景観づくりの指針となるものであり、また、国、県、あるいは公共的団体が行う公共事業に対しても一定の配慮を要請するものである。

八戸市景観計画の位置付け



景観法のイメージ



景観法には、上記のような各制度がある。

今回、八戸市で定める景観計画のほかに景観協定や景観地区（準景観地区）などの制度があり、これらを必要に応じ活用することで、より高度な景観づくりも可能になる。

景観協定は、地区内の土地所有者等全員の合意により、住民みずから景観形成を図るもの。

景観地区（準景観地区）は、より積極的な景観形成（保全）を図るもの。